

輸入届出書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名	印
届出者	
住所	
<p>遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第16条の規定による指定に係る輸入をするので、同情の規定により、次の通り届け出ます。</p>	
輸入に係る生物の種類の名称	
輸入に係る生物の用途	
輸入に係る生物の輸出国又は地域	
輸入される海空港名及び入港月日	
輸入する数量	
積載船(機)名	
輸送形態	
輸入に係る生物の生産国	
輸入代行者等の名称等	

備考

- 1 届出者が法人の場合にあっては、「届出者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「届出者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。
- 3 「輸入に係る生物の種類の名称」には、法第16条の規定による指定に係る生物の種類の名称を記載すること(当該生物が遺伝子組換え生物等である場合には、当該遺伝子組換え生物等の名称及び当該遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程を特定するための情報)。
- 4 「輸入に係る生物の用途」には「栽培用」、「飼料用」、「食用(食品加工用を含む。）」、「工業原料用」など予定している用途が明らかになるように具体的に記載すること。
- 5 「輸送形態」には、船積貨物、航空貨物、郵便物、携帯品など輸送方法が明らかとなるような記載をすること。
- 6 「輸入代行者等の名称等」には、輸入手続を代行する者など届出者以外で連絡することが適当な者がいる場合は、その者の名称及び連絡先を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。